

「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）」について（概要）

平成 28 年 9 月 27 日  
厚生労働省  
社会・援護局福祉基盤課

## 1. 改正の趣旨

「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）の規定のうち、平成 29 年 4 月 1 日に施行することとされている社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。）の改正事項について、施行に必要な関係政令の整備を行うとともに、所要の経過措置を定める。

## 2. 主な改正の内容

### 1) 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）（第 1 条関係）

- ① 会計監査人の設置及び内部管理体制の整備が義務付けられる社会福祉法人は、前年度決算において収益（※1）30 億円又は負債（※2）60 億円を超える法人とすること。（第 13 条の 3 関係）

※1 最終会計年度に係る経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額（法人単位事業活動計算書のサービス活動収益計の項目に計上した額）

※2 最終会計年度に係る法人単位貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額

- ② 理事が評議員に対して、電磁的方法により評議員会の招集通知を発出する場合の事前の承諾について規定すること。（第 13 条の 6 関係）

### 2) 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号。以下「組登令」という。）（第 2 条関係）

- ① 社会福祉法人等による資産の総額の変更登記の期限を延長すること（毎事業年度末日から「2 月以内」を「3 月以内」に延長）。
- ② 社会福祉法人が登記しなければならない事項から「理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記」を削ること。

### 3) 経過措置

- ① 評議員数の経過措置（4 人以上）の対象となる社会福祉法人は、平成 27 年度決算において収益（※3）4 億円を超えないこととすること。（第 4 条関係）

※3 平成 27 年度会計年度に係る経常的な経常的な収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額（事業活動計算書のサービス活動収益計の項目に計上した額）

② 2) の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記について適用するものとする（附則第 2 項関係）。

③ 改正法の施行の際現に存する法人について、平成 29 年 4 月 1 日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記について、なお従前の例によるものとする（附則第 3 項関係）。

#### 4) その他

改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の技術的な読替え（第 13 条の 4 関係）等）。

### 3. 根拠法令

○ 改正法附則第 10 条

○ 社福法第 37 条、第 43 条第 3 項、第 45 条の 8 第 4 項、第 45 条の 9 第 10 項、同項において準用する法人法第 182 条第 2 項、社福法第 45 条の 12、第 45 条の 13 第 5 項、第 45 条の 14 第 9 項、第 45 条の 18 第 3 項、第 45 条の 19 第 6 項、第 45 条の 20 第 4 項、第 46 条の 10 第 4 項、第 46 条の 14 第 4 項、第 46 条の 17 第 10 項、第 46 条の 18 第 5 項及び第 6 項、第 46 条の 21、第 47 条の 7、第 55 条並びに第 77 条第 2 項

○ その他関係法令（組登令関係）

### 4. 施行日

平成 29 年 4 月 1 日（予定）